

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、  
に公布する。

令和七年一月十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第三号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「二十九万五千円」を「三十万五千円」に改め、同項第四号中「五十四万五千円」を「五十六万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第十六条の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。